



男女共同参画の視点

あなたは大丈夫？ DV被害

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことをいいます。DVは「自分さえ我慢すればいい」と理不尽な暴力に耐えてしまう被害者が後を絶たず、外から発見されにくいと、事態が深刻化するケースが多くあります。そして、日頃からずっと暴力を受けていると、誰もが自分の身に起こっていることを正しく理解することができなくなります。

理由も分からず殴られ、けなされても「私にも悪いところがある」、包丁を突きつけられても「大したことはない」。そう自分に言い聞かせて、恐怖や痛みを耐えてしまいます。

DVは体に直接受ける暴力だけでなく、次のようなさまざまな行為が挙げられます。

- 身体的暴力…殴る・蹴る・物を投げるなど
- 精神的暴力…細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなど
- 経済的暴力…生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなど
- 性的暴力…避妊に協力しない・性行為の強要など
- 子どもを巻き込んだ暴力…子どもに暴力を振るうと脅す・子どもを危険な目に遭わせるなど

DVはただのけんかでは片付けられない、とても深刻な問題で、どんな事情があったとしても許されません。一番大切なのはあなたの気持ちです。まずは何かがおかしいということに気づき、誰かに話してみるという一歩を踏み出してください。

DVについては下記の窓口で相談することができます。

- 女性のための相談(予約制)…市民協働課(☎20-1507、木曜日の午前10時～午後4時)
- 女性電話相談…県女性サポートセンター(☎043-206-8002、24時間年中無休)
- 男性電話相談…県男女共同参画センター(☎043-308-3421、火・水曜日の午後4時～8時)

※くわしくは市民協働課へ。



消費生活相談Q&A

火災保険の請求代行に注意

Q 保険金の請求代行をしているという事業者が自宅を訪ねてきて「自然災害の被害には火災保険が適用されるので、自己負担なく修理できる。台風で壊れた雨どいを修理しないか」と言われました。面倒な手続きは全てやってくれるというのですが、依頼しても大丈夫でしょうか。

A 近年、自然災害による被害が深刻化し、火災・地震保険を請求することが多くなっています。保険金の請求は加入者自身で行うことが基本であり、加入先の保険会社や保険代理店に連絡すれば、無料で手続きをすることができます。

訪問に来る事業者は自己負担なく修理できると言いますが、本当に保険金が支払われるか、金額がいくらになるかは保険会社が判定するので、事業者との住宅修理工事契約の段階では分かりません。また、手数料やコンサルティング料として「保険金額の3～5割を支払う」と定めている場合があり、保険金が支払われても修理費用が足りなくなるケースや、工事を依頼しないと、違約金として保険料の3～5割を支払うようになっている場合があります。さらに、事業者が修理費用を高額に見積も

るために、自然災害による被害ではない箇所を偽って請求するなど、本来の請求者である加入者が保険会社に対して詐欺を行ったことになる恐れがあります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



11月は国保月間

あなたはどの医療保険に入っていますか

日本の医療制度は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。

就職や退職などで職域保険(下図参照)に加入・脱退するとき、14日以内に保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所へ届け出をしてください。

加入する医療保険の例

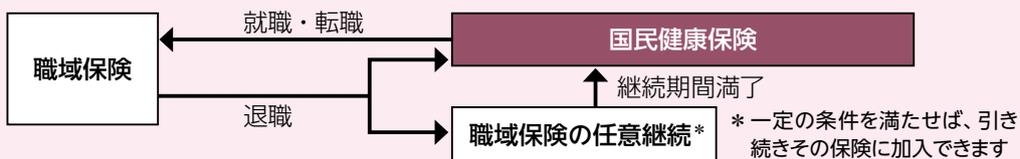
生まれてから
就職までの間は

両親など、扶養者が加入している保険で医療を受けることになります。



就職したら

就職先の会社の職域保険などで医療を受けることになります。会社を退職した場合は、ほかの保険に加入できる場合を除き、国民健康保険への加入手続きが必要です。



75歳に
なったら

後期高齢者医療制度の適用

75歳から後期高齢者医療制度で医療を受けることになります(届け出は必要ありません)。また、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人も、加入を希望し、広域連合から認定を受けた場合は後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関・薬局などで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用するには、申し込みが必要です。申し込み方法などの詳細については、マイナポータル特設ページ(https://myna.go.jp/html/hoke_nshoriyou_top.html)で確認してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金の保険料控除証明書

年末調整や 確定申告で必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整

や確定申告の手続きでは、必ずこの証明書または領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問い合わせ先として「ねんきん加入者ダイヤル」を開設しています。

期日＝月～金曜日、第2土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)

時間＝午前8時30分～午後7時(第2土曜日は午前9時30分～午後4時)

電話番号＝0570-003-004、または03-6630-2525

※くわしくは同ダイヤルへ。